

## 肉用牛売却所得の課税の特例措置の取扱いについての一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>肉用牛の売却所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、昭和42年6月1日以降に売却された肉用牛について昭和43年度分から免税とされてきたところであるが、この度、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和57年法律第10号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第75号）が公布施行されたことに伴い、肉用牛の売却所得の課税の特例措置の具体的運用に当たっては、下記により取り扱うことが適当であるので、管下市町村にも示達の上よろしくご指導されたい。</p> <p>なお、昭和57年度から<u>平成30年度</u>までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における肉用牛の売却所得の課税の特例措置は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（以下「免税対象飼育牛」という。）であるとき（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるときに限る。）は、従来どおり肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の額を免除し、売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛以外のもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛がある（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）ときは、免税対象飼育牛以外の肉用牛又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛については売却価格の1.5パーセント（道府県民税0.6パーセント、市町村民税0.9パーセント）により分離して課税するか、あるいは免税対象飼育牛を含めて全ての肉用牛の売却による所得について通常の総合課税をするかいずれかによるものとするものである。</p>	<p>肉用牛の売却所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、昭和42年6月1日以降に売却された肉用牛について昭和43年度分から免税とされてきたところであるが、この度、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和57年法律第10号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第75号）が公布施行されたことに伴い、肉用牛の売却所得の課税の特例措置の具体的運用に当たっては、下記により取り扱うことが適当であるので、管下市町村にも示達の上よろしくご指導されたい。</p> <p>なお、昭和57年度から<u>平成27年度</u>までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における肉用牛の売却所得の課税の特例措置は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（以下「免税対象飼育牛」という。）であるとき（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるときに限る。）は、従来どおり肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の額を免除し、売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛以外のもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛がある（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）ときは、免税対象飼育牛以外の肉用牛又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛については売却価格の1.5パーセント（道府県民税0.6パーセント、市町村民税0.9パーセント）により分離して課税するか、あるいは免税対象飼育牛を含めて全ての肉用牛の売却による所得について通常の総合課税をするかいずれかによるものとするものである。</p>

記

1 ~ 5 略

記

1 ~ 5 略